

都立競技施設整備に関する諮問会議設置要綱

制定 平成27年10月1日

(設置)

第1 東京都が新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設（以下「都立競技施設」という。）の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門的知識を有する者から構成される都立競技施設の整備に関する諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 諮問会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本設計及び実施設計の性能に関すること。
- (2) 基本設計及び実施設計の仕様に関すること。
- (3) 基本設計及び実施設計のコストに関すること。
- (4) その他都立競技施設整備に関する重要なこと。

(構成等)

第3 諮問会議は、委員7人程度をもって構成する。

- 2 委員は、設計等に関して専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 知事は、必要に応じ、委員以外の者を諮問会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 4 都立競技施設整備執行受任局は、施設整備に関する進行状況等を説明する。

(任期等)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

(座長)

第5 諮問会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、諮問会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6 諮問会議は、知事が招集する。

(会議の公開)

第7 諮問会議は、内容に契約関連情報及び内部審議情報等が含まれるため、原則、非公開とする。

2 諮問会議の資料は、原則公開する。ただし、企業秘密情報、契約関連情報及び内部審議情報等が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第8 諮問会議の事務局は、オリンピック・パラリンピック準備局及び政策企画局とし、事務局が庶務を担うこととする。

2 事務局及び都立競技施設整備執行受任局は、諮問会議終了後速やかに、諮問会議の概要及び委員の意見への対応等について、知事へ報告する。

(謝金の支払)

第9 知事は、委員及び第3 3に規定する委員以外の者であって諮問会議に出席した者に対し、謝金を支払うことができるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、諮問会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。